鳥取県地酒情報発信・販売力強化事業委託業務公募型プロポーザル審査会運営要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、標記審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（組　織）

第２条　審査会は、委員４人をもって組織する。

（審議する事項）

第３条　審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第２条第３項の規定に基づき設置されるものであり、鳥取県地酒情報発信・販売力強化事業委託業務の受託者の選定に関する事項について審議を行う。

（委　員）

第４条　委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から令和５年３月30日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　審査会に委員長を置き、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局長がこれを務める。

２　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　委員長が事故ある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会　議）

第６条　審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　審査会の会議は、非公開とする。

３　審査会は、委員の３分の２以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

４　審査会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

　　この要綱は、令和５年２月９日から施行する。